

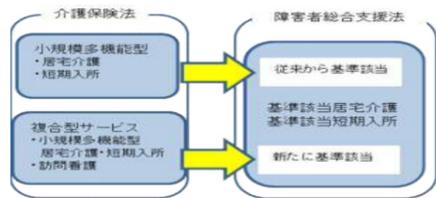
川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

1 基準省令改正の趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、事業者の指定基準を定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）の一部を改正する。

2 基準省令の改正内容

① 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の対象拡大について
介護保険制度における複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護）を従来から認められていた指定小規模多機能型居宅介護と同様に、障害者総合支援法における基準該当生活介護及び基準該当短期入所とみなすこととする。



※基準該当障害福祉サービスとは、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して介護保険制度のサービスを利用した場合に障害福祉サービスとみなすもの。

② グループホームにおいて居宅介護等を利用する場合の特例について
経過措置の期限を3年間延長する。（平成30年3月31日まで）

※グループホームにおいては、原則としてグループホーム事業所以外の者による介護を受けさせてはならないが、重度の障害者については当該事業者以外の者が行う居宅介護等を利用することを経過的に認めている。平成18年10月に制定された基準省令で経過措置として認められ、以後3年ごとに経過措置が延長されている。（現行では平成27年3月31日まで）

③ 病院の敷地内におけるグループホームの経過的特例について
「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」の取りまとめを踏まえ、入院の必要が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすため、今まで認められていなかった病院の敷地内におけるグループホームの設置について、平成36年度末までの間、一定の条件を満たす場合に通過的な居住の場として、2年間の利用期間を限度として経過的特例的に認めるもの。（制度施行日から4年度ごとに検討）

【特例が認められる条件】

- 精神病院の精神科病床の減少を伴うものであること
- グループホームの量が本市における障害福祉計画に定める量に満たないこと

基準省令と条例の関係

	①基準該当	②特例の延長	③病院敷地内のグループホーム
従うべき基準	従業者及びその員数 居室の面積		
標準	利用者の定員の部分		
参酌すべき基準	その他部分	○	○

※ グループホームとは基準省令においては共同生活援助を指します。

3 改正内容に対する考え方

① 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の対象拡大について
・複合型サービスは小規模多機能型と訪問看護を組み合わせたサービスであり、小規模多機能型サービスについてすでに認めていることから同様の取扱いとし、省令通り改正を行う。

② グループホームにおいて居宅介護等を利用する場合の特例について
・現在の利用者の影響を考慮し、省令通り3年間延長する。

③ 病院の敷地内におけるグループホームの経過的特例について

- 川崎市の精神科病床について
 - ・グループホームの設置は精神科病床の削減を前提にしているが、川崎市の病床数は全国及び県域と比較すると少ない状況である。また、急性期に市内の病院を利用できず、県域の病院に入院している実態がある。
 - ・精神科病床は県全域を1医療県域としており、精神科救急医療体制について県及び3政令市の協調で実施している。

○川崎市精神障害者数の推移

	精神保健福祉手帳	自立支援医療
平成20年3月末	4,996	12,092
平成23年3月末	6,856	15,273
平成26年3月末	8,843	18,169

○精神科専門病棟等別病床数

	精神科病床数	精神科急性期	
		精神科救急	急性期
川崎市	1,458	0	180
人口1万対病床数	10.07	0.00	1.24
神奈川県全域	13,637	261	991
人口1万対病床数	15.27	0.29	1.11
全国	337,579	6,678	16,882
人口1万対病床数	26.69	0.53	1.33

(H24精神保健福祉資料による)

- ⇒ 病床削減は市民サービスの低下につながり、本市の精神保健福祉の質を低下させる恐れがある。
- ・精神科救急医療体制については4県市の協調事業として県内の精神科病院で輪番体制を組み一定の病床数を確保しており、病床削減による影響が考えられることから神奈川県内で統一した取扱いが望ましい。

- 現行の第3期障害福祉計画（平成24年～平成26年）について
 - ・グループホームの整備 26年度末までに目標達成見込み（年間80人分）
 - ・入院中の精神障害者の地域生活への移行 26年度末までに目標達成見込み（3年間で210人）

⇒ グループホームの整備量、地域移行についても障害福祉計画の目標値を達成しており、当該特例を設置する必要はない。

上記状況を踏まえ、現時点では改正を行わないこととする。

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について　－市民の皆様から意見を募集します－

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準省令」という。）の一部改正の省令が交付され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。当条例は基準省令を基に制定することとされているため、基準省令の改正により条例の一部改正を予定しております。この改正に向けて、市民の皆様の御意見を募集します。

1 意見の募集期間

平成 27 年 1 月 29 日（木） から 平成 27 年 2 月 10 日（火）まで

※ 郵送の場合は、当日必着です。

※ 持参の場合は、2 月 10 日（火）の 17 時 00 分までとします。

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第 3 庁舎 2 階（情報プラザ）

各区役所（市政資料コーナー）

※ 川崎市ホームページ「意見募集」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください（電話による受付はお受けできませんので御了承ください。）。

（1）郵 送又は持 参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（市役所第 3 庁舎 5 階）

※ 口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

（2）F A X

F A X 番号：044-200-3932（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

（3）電子メール（専用フォーム）

川崎市ホームページ「意見募集」から、所定の方法により送信してください。

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表いたします（御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。）。

4 お問合せ

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044-200-2927　FAX 044-200-3932